

ERSWG データ交換

(第19回委員会年次会合(2012年10月1-4日)にて採択、
第11回ERSWG会合(2015年3月3-6日)において改正、
第12回ERSWG会合(2017年3月21-24日)における合意により改正、
CCSBT 24で合意されたデータの機密リスク区分を反映して修正、
第13回ERSWG会合(2019年5月28-31日)において改正
及びCCSBT 26会合においてさらに改正)

はじめに

ERSWG データ交換は、以下の3つのセクションで構成されている。

1. 交換されるべきデータ
2. データ提供の頻度及びスケジュール
3. 機密保持

このデータ交換は、「一般的な」ERSWGのための情報共有を意図したものである。ERSWGは、随時評価を実施することが期待され、かかる評価は更に詳細な情報が必要となるが、CCSBTのメンバーは、原則として、ケースバイケースで、より詳細な情報にかかる評価を主体的に実施することを要請された者と共有しても構わないという意思を表明している。

1. 交換されるべきデータ

ERSWG 9は、このデータ交換に関する提案に基づき、拡大委員会に対して、3つの重要な勧告を行った。それらは、以下のとおり。

- ERS データ交換の目的のため、SBT 漁業は、SBT を対象とするか又は漁獲した¹許可船舶²による操業にかかる全ての漁獲努力として定義される。ここで定義された完全な SBT 漁業に関するデータは、このデータ交換の一部として提供されるものとする。この定義に合致しない漁業に関するデータは、提供されるべきではない。
- データは、年別、四半期別及び5度区画別に提供されるべきである。
- 提供されるべき具体的なデータ項目は以下のとおり。
 - 国/漁業主体（2桁の国別コードを使用。例：“JP”）
 - 暦年
 - 四半期
 - 種（又は種群³）
 - 漁業種類（漁具と船団の組合せによって定義される—別紙A 参照）
 - 人によるオブザーバー／電子モニタリング
 - 階層（5度区画⁴）
 - 総努力量⁵
 - 総観察努力量⁶
 - 観察された捕獲の結果に関する以下3つのカテゴリによる区分（個体数）
 - 保持（死亡）
 - 投棄（死亡）
 - リリース（生存）
 - その他⁶
 - 特定の混獲緩和措置別観察努力量の割合

¹ 許可船舶とは、関連する暦年において CCSBT 許可船舶リストに掲載された船舶のことを指す。

² これを明確化すれば、このデータ交換に含まれる情報のみが SBT を対象としたか又は漁獲した操業から得られた情報であることが意図される。したがって、ある混獲船がその年に僅か1尾の SBT を漁獲した場合、交換される情報に含まれるのは、その1尾の SBT にかかる操業から得られた情報だけである。

³ 情報は、実施可能な場合には、種（学名を含む）ごとに提供されるべきである。種ごとの報告ができない種（例：データ不足、高水準の作業が関係してくる）に関しては、分類学上の報告レベルは、最低限、表3に規定したものとすべきである。種に関する情報を提供するための理想的な方法は、アルファベット3文字による FAO 種コードを利用することであろう。もしこれが不可能な場合には、その種のコード及び早見表（種のコード、学名、一般名、科名等を含むもの）を提供すべきである。

⁴ 5度区画の左上角の座標を提供すること。整数形式とし、南緯及び西経についてはマイナス記号で表現すること（例えば-120、-35）。

⁵ はえ縄の場合は釣鈎数、まき網の場合は投網数。

⁶ 保持（死亡）、投棄（死亡）及びリリース（生存）の各欄に当てはまらないその他全ての捕獲（例えば生存状況不明のリリース）

実際のデータ交換の際、上記のデータ項目は、別紙 A にある 2 つの表を利用して提供されることとなる。このようなデータ提出の方法によって、努力量情報に関連したダブルカウント及び起こり得る混乱を回避することになる。

拡大科学委員会（ESC）における標準的な方法と整合的なものとするため、以下のとおり実施する。

- 直前に終了した暦年分のデータを提供する（例：2018 年のデータ交換では、2017 年暦年分のデータを提供することとなる）。
- データ交換には、過去の暦年データの全ての更新情報を含める（例：2018 年のデータ交換では、2016 年の修正データも含めることとなる）。

最初のデータ交換に関しては、次のとおり実施する。

- 2010 年及び 2011 年のデータは、全ての種について、2013 年 4 月 30 日までに提供される⁷。
- 2012 年のデータは、2013 年 7 月 31 日までに提供される。

最初のデータ交換の後の期間（恐らく 3 年間となるであろうが未定）において、メンバーは各自のデータの質の改善に向けて取り組むこととし、当該期間において改善された情報によって全ての提出データを修正することが可能である。このデータ改善のための期間が経過した後は、過去のデータを修正する場合には当該修正に関する説明を付さなければならない。

2. データ提供の頻度及びスケジュール

拡大科学委員会（ESC）における標準的な方法と整合的なものとするため、以下のとおり提案する。

- ERS データ交換は、毎年実施される。当該年に ERSWG 会合が開催されるか否かは問わない⁸。
- 必要となる ERS データは、7 月 31 日までに事務局に提出される。

⁷ より長期的なタイムシリーズのデータを有するほうが有益かもしれないが、恐らく最初のデータ提出において問題が生じる可能性が高いので、かかる問題が解消されるまでは、最初のタイムシリーズは短期的なものにしておくことが賢明である。より長期的なタイムシリーズが必要であるか否かについては、最初のデータ提出後の ERSWG 会合において、議論することが可能であろう。

⁸ CCSBT 管理方式の一部として必要となるデータに関して、ESC はこれが毎年提出されるべきであると決定している（ただし、このデータが必要なのは 3 年ごと）。これは必要なデータを提供する技術及び知見が確実に維持されるための決定であり、これによって、かかるデータが必要となった場合にそれをほとんど問題なく提供することができるだろう。これが ESC において成功している手法であることは証明済みであり、ERS データ交換においてもこれを同様に利用することが理に適っている。

3. 機密保持

データは、「[CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則](#)」に従って処理され、「低リスク」として区分されることとなる。このことは、データは公開されることはないが、メンバー及びCNMに対しては特別の承認がなくとも利用可能とされ、CCSBTのデータCDに記録する又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリアに掲示することができることを意味する。これらのデータは、定められた条件の下に他のRFMOに対しても共有することができる。

すなわち、事務局は、ウェブサイトのプライベートエリアの特別セクション（「ERSWGデータ交換」と呼称される）に提出されたERSデータを保存し、メンバー及びCNMがここにアクセスすることが可能となる。

ERSWG データ交換にかかるデータ提供のための様式案

情報は、下記のとおり 2つの表に分けた形（例：2つの MS エクセルシート）で、電子的に提供されなければならない。2つの表のうち、共通部分は黄色にハイライトしてある。

表 1: 国、年、漁業、階層ごとの総漁獲・観察努力量

国／漁業主体 ⁹	暦年	四半期	漁業種類		人による オブザー バー／ EM ¹⁰	海域 ¹¹		総努力量及び 総観察努力量		混獲緩和措置を特定した観察努力量の割合									
			漁具 コード ¹²	船団 コード ¹³		経度	緯度	総漁獲 努力量 ⁵	総観察 努力量 ⁵	TP + NS ¹⁴	TP + WB ¹⁴	NS + WB ¹⁴	TP + WB + NS ¹⁴	TP ¹⁴	NS ¹⁴	WB ¹⁴	NIL ¹⁴	その他（必要に 応じて欄を 追加）	

表 2: 国、年、漁業、階層ごとの各種の観察・推定捕獲/死亡数

国／ 漁業主体 ⁹	暦年	四半期	漁業種類		人による オブザー バー／ EM ¹⁰	海域 ¹¹		種コード (又は種群 コード) ³	学名又は種群名	観察された捕獲 捕獲の結果(個体数)									
			漁具 コード ¹²	船団 コード ¹³		経度	緯度			保持 (死亡)	投棄 (死亡)	リリース (生存)	その他 ¹⁵						

⁹ 二桁の国別コードを使用すること（例：AU、EU、ID、JP、KR、NZ、TW、ZA）。

¹⁰ OBS=人によるオブザーバー、EM=電子モニタリングとしてコードを記入。ERSWGは、EMが10%のオブザーバーカバー率要件に置き換わるものであるとの合意はないこと、及びEMの結果を報告するというオプションはこのような含意の示唆を意図したものではなく、専ら報告されたデータのソースを明確化することを意図したものであることを認識した。

¹¹ 5度区画の左上角の座標を提供すること。整数形式とし、南緯及び西経についてはマイナス記号で表現すること（例えば-120、-35）

¹² CCSBTのCDS決議にある漁具コードを使用すること（例：“LL”ははえ縄、“PS”はまき網、“TROL”はひき縄等）

¹³ 多くのケースでは、単純な2桁の国別コードであり、その後国内船を意味する”D”が付く（例：AUD、IDD、JPD、KRD、NZD、TWD、ZAD、PHD）。一部のケースでは、最後の文字が異なる。例えば、ニュージーランドの用船船団については、“NZC”というコードになる。不明な場合には、事務局に連絡されたい。

¹⁴ TP = トリポール、NS = 夜間投縄、WB = 荷重枝縄、NIL = 緩和措置の使用なし

¹⁵ 保持（死亡）、投棄（死亡）及びリリース（生存）の欄に該当しないその他全ての捕獲（例えば生存状況不明のリリース）

表 3: 表 2 において報告すべき情報にかかる最低限の分類レベル（当該分類情報が利用可能なことが条件）¹⁶。
 実行可能な場合には、情報は種レベルで提供すべきである。表 2 において、以下に掲げる種及び/又は種群の全てを報告する際は、データを適切に階層化すべきである。

種/種群	コメント
サメ	
ヨシキリザメ	
アオザメ	
ニシネズミザメ	
その他	
海亀	海亀の種数は少ないため（約 7 種）、各種について、階層ごとにデータを提出することが実施可能。
種ごとに記載	データは、種ごとに分けて提供すべきである。
海鳥	海鳥に関しては、種数が非常に多く、画像だけでは種を同定することが困難なことが多い。種ごとに海鳥データを報告することで、種の同定ミスを招くこともある。
大型アホウドリ類	ワタリアホウドリ、ゴウワタリアホウドリ、オークランドワタリアホウドリ、アンティポデスワタリアホウドリ、ミナミシロアホウドリ及びキタシロアホウドリを含む。
暗色アホウドリ類	ススイロアホウドリ及びハイイロアホウドリを含む。
その他のアホウドリ類	マユグロアホウドリ、キャンベルアホウドリ、ハイガンシラアホウドリ、ニシキバナアホウドリ、ヒガシキバナアホウドリ、ミナミニュージーランドアホウドリ、タスマニアアホウドリ、サルビンアホウドリ、チャタムアホウドリ及びオークランドハジロアホウドリを含む。
オオフルマカモメ類	ノドジロクロミズナギドリ、オオハイイロミズナギドリ、アカアシミズナギドリを含む。
その他の海鳥	トウゾクカモメを含む。

¹⁶ 最低限の分類レベルは、将来の改善によって変更される（より種単位になる）。さらに、ERSWG は、リスク評価又は必要な専門知識を有する機関からの助言に基づき、具体的な種が報告されるべきであると勧告する可能性もある。